



富良野交通安全情報

ストップ・ザ・交通事故

令和元年12月2日
富良野警察署交通課
電話22局0110番

令和元年12月1日から

「ながら運転」

(携帯電話使用等 (保持) 運転)

罰則が強化されました!!



【罰則】 5万円以下の罰金



6月以下の懲役
又は10万円以下の罰金



【反則金】

大型車

7,000円



25,000円

普通車

6,000円



18,000円

大型車

6,000円



15,000円

原付

5,000円



12,000円

【点数】

1点



3点

さらに

～携帯電話使用等により交通の危険を生じさせた場合～

反則金の適用はなく罰金刑以上の処罰の対象となります!

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 点数6点